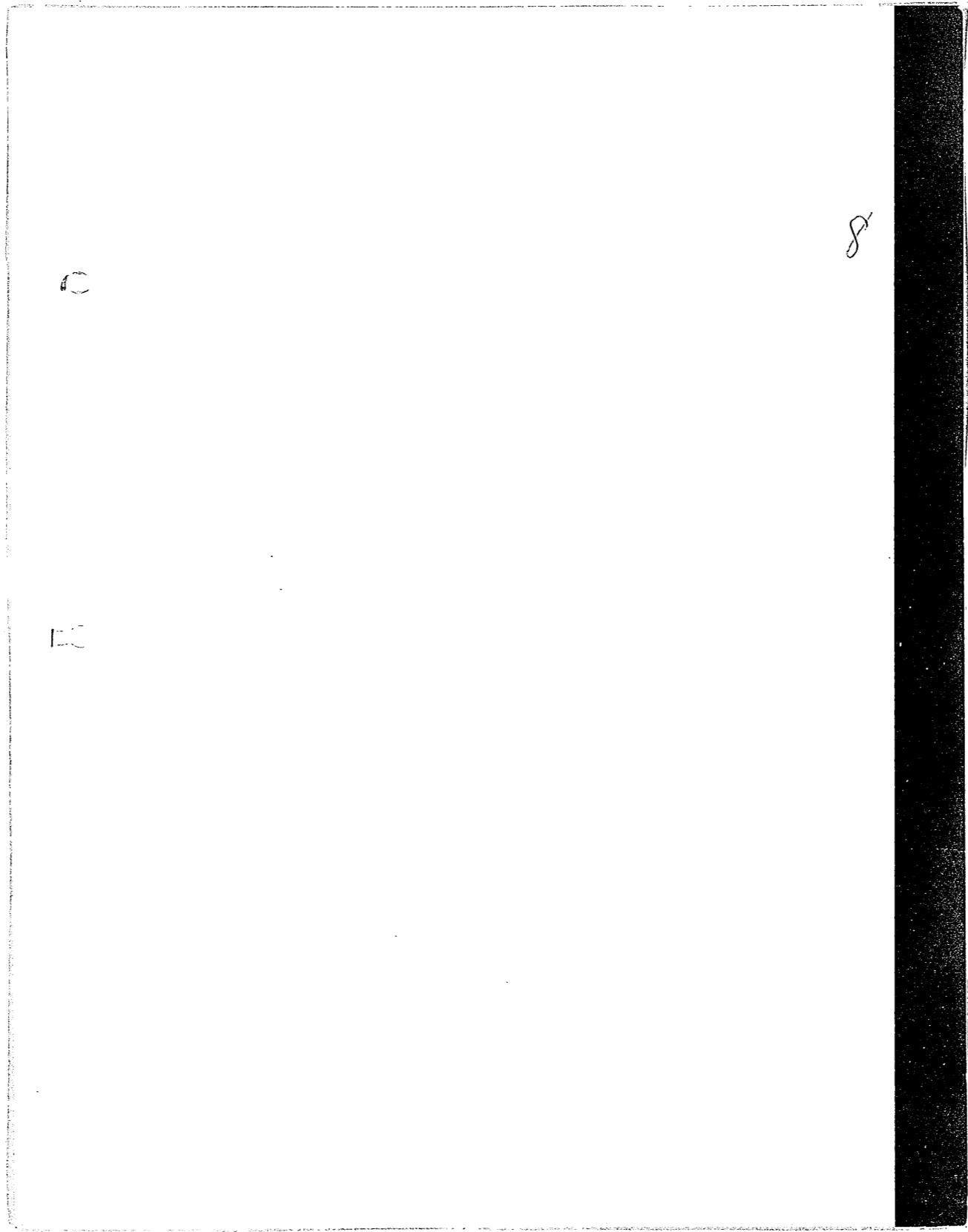




Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題 (プライス報告書を含む) 資料関係第二巻(8 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221619)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.2 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : A'.3.0.0.7-1-2-4 CD・DVD番号 : H22-010
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878
Rights	外務省外交史料館所蔵資料





立法院軍使用土地特別委員會

土地問題の推移と委員会活動經過

第六回議會 (一九五五年四月十一日)

月日	概要
四月三日	<p>曾百本會議 二 伊江村軍使用土地立退き地主に対する緊急措置に関する要請決議 (決議第 号) を可決</p> <p>三 軍使用土地特別委員会設置する。</p> <p>要出委員 天願雄次郎君 石嶺真誠君 大山朝常君 宮城正行君 大瀧喜三郎君 伸本為美君</p> <p>三 左記案件付議する。</p> <p>(1) 軍用地問題早期解決方に関する陳情 (2) 軍用地問題解決の爲代表の米國派遣について (3) 土地明渡しに関する陳情 (4) 伊佐溪の土地立退きについて (5) 軍用地之主の生命財産の保護について (6) 瀧野地域での火器使用禁止方について (7) 伊江村真誠社の立退きに関する善処方要望について (8) 松岡軍使用地に対する使用料の再詳細改訂について (9) 軍使用地に関する補償法の制定方と米國議會への代表の派遣方復置について</p>
四月九日	<p>曾百本委員 一 軍使用土地特別委員長に大山朝常委員選出</p> <p>二 伊江留同題討議</p> <p>地主代表より陳情聴取 (代表は生徒扶助費の増額 仮住舎、倉庫の設置、教育、衛生等について要望)</p> <p>三 午後二時より全委員行政府と接渉をなす。</p>
四月十日	<p>曾百本委員 伊江留同題について行政府と接渉</p> <p>(1) 生徒保護費の増額は現行法では不可能である。 仮住舎、火器庫等は、代替地が決定すれば建築する。 新出欠付と支給する。</p>

七月六日

市町村連合会、土地委員を招いて懇談会を催す。
(1) 連合会への補助申請

(2) 調査団来島の際展示会場を作ることを以て協議

市町村土地連合会総会(発着連合会館)

政府の対策交渉に当っては連合会に連絡の上統一線での折衝

するにと。

を渡米代表の報告

了畢用地地主大会を六日開催することについて

七月九日

七月十日

軍は法務省を以て伊佐浜へ五區面を

△ A B C地の建物、農作物を七月八日まで撤去せよ。

△ 明後期後は法的なものである。

△ 香取飛行場周辺の土地は軍の計画により現在の所有者の

有利に考慮することはできぬ。

△ 救援物資特に輸送援助について要求を速かに提出せよ

△ 五區を、農作物の撤去した方が有利である。

七月二日 本会議 渡米代表報告

一 宜野湾村長、会議会議長兼市上佐佐岡顧問陳情書提出

一 宜野湾村長、会議会議長兼市上佐佐岡顧問陳情書提出

明日の委員会において、立法院、政府、市町村土地連合会、

中町村長会、区政府の協議会を持つこととして対策を協議する

ことを提議することにする。

一 前記村長、議事等は法務省長会見

政府としては補償法を準備している、もしその間に解決でき

なければ臨時措置を考へて、自ら面談。

七月三日

伊佐浜住民陳情書提出

1. 土地接収は調査団来島まで延期する。

2. 三万坪の干拓をする。

3. 干拓地より生産収入あるまで生活を保証する。

4. 給水施設をする。

以上の条件が受け入れられれば、かかる事態に立到るべくも絶

対に五區を放棄しない。

○ 主席、首席長政官を訪問し伊佐浜地主の意向を傳えたが議論を

得られず。

○ 副主席、シヤーク少佐を訪ね地主の干拓要領書に就いて説明し

たが、三万坪の干拓は技術と予算の面から困難であると回答

を要す。

○ 現地視察の爲、副主席、立法院議長、法務局長、宜野湾村長

中町村土地連合会長兼市打合せ

○ 伊佐島柵内通行制に

第三二三空軍司令部官プログラム少将は第一八戦隊爆撃大

隊長が次のような指針を與えた。

一 渡習地の人口は二ヶ折とし、残りは金網をめぐらす。

二 入口には二十四時間監視する。

三 通行規制を設け、柵内耕作は二回とする。

四 通行証なくに入居する者はすべて逮捕する。

五 逮捕した者は民衆義兵に渡し、法によって処罰する。

伊佐島空軍分遣隊は九日迄の調査をなすとともに関係地主は

十四日まで通行証を受領するように警告を發した。

○ 地主は、軍の土地使用をわれわれは承諾してゐない。軍は先分

は植樹も行わず、農料で乏弱所を代替地として与えてゐる。自

分の畑へ行くのに通行証は、いりぬといつて戻村してゐる。

七月三日

七月四日

一 連合会の運営補助申請書草案へ回函

二 伊佐浜問題、関係機関との協議を持ち、陳情の趣旨に基づいて地主の高橋をさぐ。

三 委員長伊佐浜問題に關して主席諮問

四 土地委員、副主席、法務局長、土地連合会長、フランクナイ

ルビ中佐、シヤム少佐、伊佐浜において現地協議会を持つ。

◎住民は三万坪の干拓ができればどうしても返すに必し

うれなといひ、畢竟三万坪の干拓は不可能といふ。

五 主席室において政府、連合会、干町村協議会

◎三万坪の干拓はどうかしてもやうて賣給ぬは困る。畢竟駄目だ

といふが再三折衝しよう、各機関の代表を出して明日折衝した

ハ(多数)

干拓の折衝は早、調査国米島まで収用で中止すべきだ。

(少数)

政府高橋、宣野澤科長、連合会長等、ムーシ、民政官と會見

六 接收はこれ以上進ばせない。

七 干拓も予算と技術の面から不可能だ。

土地委員伊佐浜干拓地視察

同行した工務交通局長技術員は干拓は困難だが不可能ではな

く言明、一行は伊佐浜を視察し、是非ともこの土地を守り抜か

ぬばはうまいと結論す。

◎伊佐浜強制接收干拓期日

各団体、各地から応援隊のかけつけあり。人に違ふ。

◎「土地を守る会」結成

行動をとりて軍の強制接收を阻止する目的を持ち毎日各地から

の応援を動員するにと注意する。

会長森江朝幸 副会長大山朝幸

七月五日

七月六日

七月八日

七月八日

伊江島柵内通行制限がある。

◎伊佐浜強接收する(午前五時)

バコソ、連將指揮の下に武裝軍隊による強制接收が行われた

音商入口より講事進行停止、檢査戒嚴令下の如き觀を呈した。

重苦しい空氣が充滿し人々の表情は暗い。

◎政府自衛隊緊急対策協議(幹事選出村役所)

一 住民は天山小学校に收容

二 当分倉庫を返して炊出しをやる。

三 干拓は政府やる。

◎伊佐浜、伊江島同盟対策協議会(全体協議会)

対策委員五名(天山、藤次、新里、大澤、長瀬)を選挙決の

事項を行政に交渉せしめる。

(4) 伊佐浜 三万坪の干拓

生産収入あるまでの生活保証

給水施設

(4) 伊江島 生活保護法の最善実施

土地接衝委員 主席 副主席、法務局長會見

伊佐浜同盟

八 干拓は政府やる。しかし干拓とよ、代替地(志願者)が

あればそこを考えた。

九 生活保護はやろ。

給水施設も可能と思ふ。

伊江島同盟

生活保護は二の世帯やうてゐる。リストと之を出せば全部に

生活保護を適用しようと思ふからリストを提出するよ、うに

せよ。

七月九日

七月十日

七月十一日

七月五日

土地課長伊江島視察

伊江島駐在所に主幹陳述

立憲者で生産保護を受けようにはなった者はない、政府も調査したことはない。

住民はこれまで共同で購入し共同炊出しで消費していたがこれらも全部消費した。現在では生産保護を受けようとする者も僅かにあるも同じ境況だ。加之で代耕地は農耕不可能ときている。

折衝実行政府高懸之會見

◎生産保護は行われていないから法の厳正実施をせよ。

土地折衝委員伊江島事情調査を發表

眞謝、西崎町の生産保護法適用について

七月五日

八月三日委員會

八月六日

八月十日委員會

八月十五日

◎僅は北部六ヶ村(名護、國頭、東、久志、宜野座、金武)中部

ニカ村(具志川、北中城)の海兵隊用新規模吸着地地域の町村

長に測量申立せられたが拒絶されたが(南部地区の中城

・西原、五城、佐敷、三和の各村においても同じ)市令第百九号

土地収用法改正案一号公布し、測量拒否の場合は限額動

にたる測量施行する旨新りに規定す。

◎行政事務、社会、経済部長連名による立憲者伊江島調査委員及

伊江島眞謝、西崎町の生産保護法適用について

立法院土地折衝委員伊江島調査委員に対し行政府三局長名を

以て後調査は至美に反する旨の反駁書を對して緊急協議の

結果、問題について水掛論に終始するの愚を避けて、各委員

の發表が真実であることを知悉してゐるのは寧ろ任例であ

るから黙殺することにして、議會において本問題の質問があ

つたときは自信を携つて説明することに決定す。

九月六日委員會

一付託陳情案件の處理について

三龍谷村幾田及公伊佐諸問題について

三市會第百九号改正案一号の廃止について

改正市會廃止決議については事務局において提案の上検討

を加之後本會議へ上提すること決定す。

一付託陳情案件の處理について

三龍谷村幾田の農耕停止に因する解毒劣等塩について

龍谷村長の説明を聴取

三土地収用中止方に関する請願決議を審議

◎土地収用中止方に関する請願決議決議案 五可決

九月九日委員會

付託陳情案件の處理

軍用地代補償法の立法化について参考人藤江朝幸氏出席

◎本問題の取扱については下流調査団の未島を目前に控えて

いる現在、調査団の未島により結論が出次第に対策を講ず

ることにして保留することに決定した。

一三者合同協議委員及公日本勸業銀行の件

三土地連合会予算の件

三伊江島村会分事件について

四八百七十万円予算について

◎伊江島村会分問題については本邦地区警察署から調査が

検査手へ送付されて、各土地裁判権問題とも関連して

くるので議會の調査権の限界を審議について法的な問題は事

務局において調査し、事件調査の衝に当たった本部署は

調査権を逸脱しないよう慎重を期して委員長を派遣する

ことに決定した。

九月十五日委員會

10月7日	全場	下院調査員に提出する資料の審議(全体協議会)
10月10日	①	下院調査員団沖津に於ける軍用機問題調査の航空路
10月16日	②	ワシントン出発(アラスカ・日本經由東島・千早)
10月16日	③	下院調査員団出迎会並に降任日程云々(予空連長方
		折衝のたけ、議長、天淵雄次郎議員 宮城正行議員
		空路東京向け出発